

さいがいじひなんこうどう

災害時避難行動

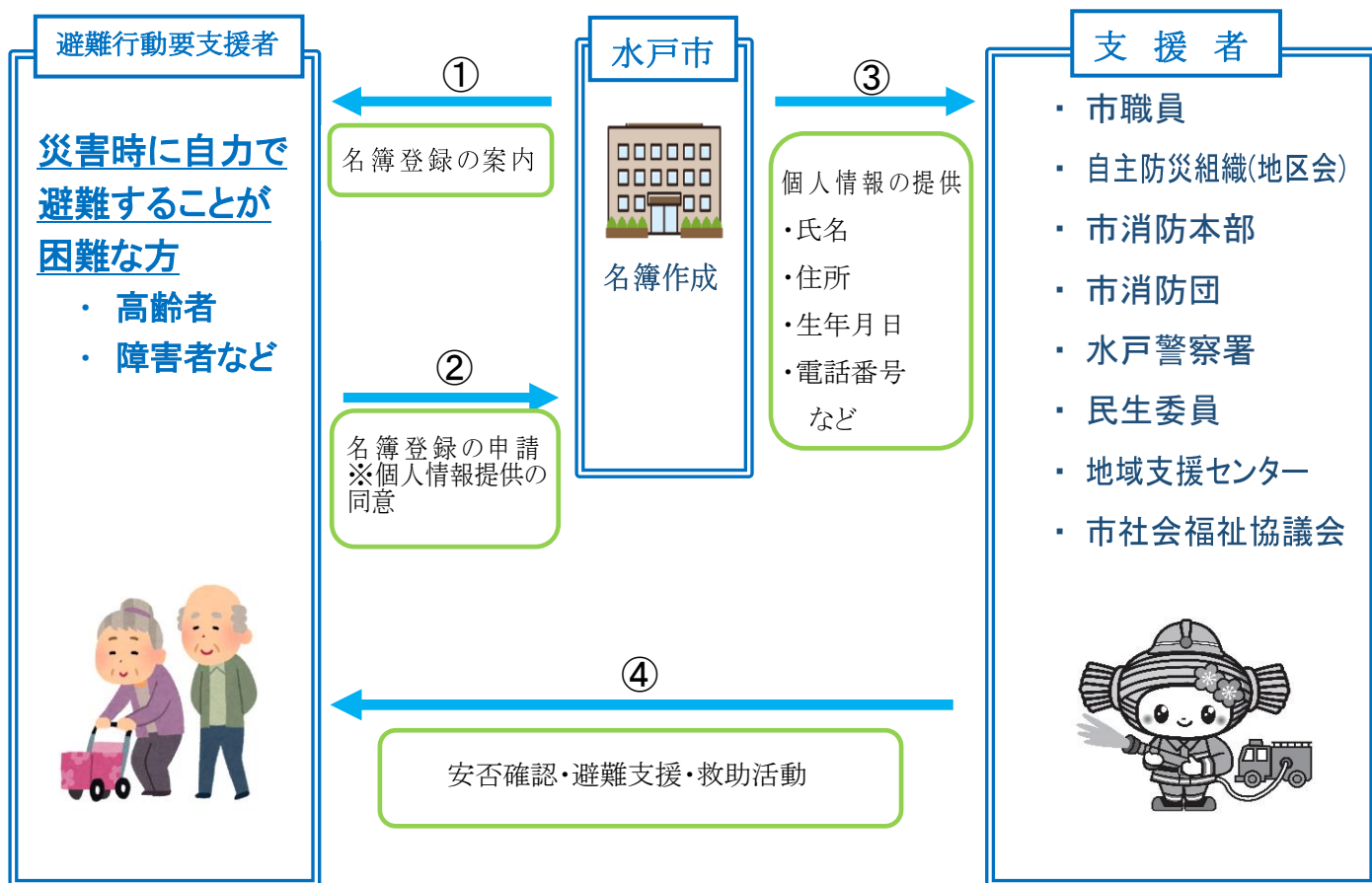
ようしえんしゃせいど

要支援者制度

水戸市では、災害対策基本法に基づき、高齢者や障害者など、「災害時に支援を必要とする方(避難行動要支援者)の名簿」を作成しています。

災害時、名簿に登録した方を優先して、支援者が安否確認などを行います。

《制度のしくみ》



※ 災害の状況によっては、支援者が被災していることも想定されます。

個人情報の提供が、必ずしも災害時の支援を約束するものではないことをご理解ください。

制度のご案内をお送りしている方

- ・ 介護保険の要介護2以上の方
- ・ 身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方
- ・ 療育手帳（マルA・A）の交付を受けている方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳（1・2級）の交付を受けている方
- ・ 75歳以上のひとり暮らしの方
- ・ 市の支援を受けている難病患者の方

※ ご自宅など、在宅で生活されている方が対象となります。

施設管理者等が常駐している病院・介護施設などに、長期入院中・施設入所中の方については、災害時には、市が施設等と連携して対応することから、本制度の対象となりませんので、ご注意ください。

※ 登録後、民生委員等の地域の支援者による定期的な訪問調査のほか、市の職員による電話等での近況確認を行うことがございます。あらかじめご了承ください。

登録方法

「申請書(兼 個人情報提供に関する同意書)」に必要事項を記入の上、同封の緑色の返信用封筒で返送してください。※切手は不要です。

※ 直接提出する場合は、下記の窓口にご提出ください。

- ・福祉総務課（水戸市中央1-4-1 水戸市役所本庁舎3階）
- ・各市民センター（お近くの市民センターをご利用ください）

【お問い合わせ先】

水戸市 福祉部 福祉総務課

電話番号:029-232-9169 / ファクス:029-232-9113

〒310-8610 水戸市中央1-4-1 本庁舎3階

業務時間:午前8時30分から午後5時15分まで

休業日:土・日曜日、祝日、年末年始

